

## 令和3年8月三芳町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年8月25日(水) 午後2時00分～午後3時00分

2. 開催場所 三芳町役場 301 会議室

3. 出席委員 13 人

会長	鈴木 浩
会長職務代理	島田 正
委員	松本 薫
	抜井 俊
	武田 直章
	瀬島 吉明
	塩野 智恵
	山田 剛
	古寺 貞雄
	早川 忠男
	長谷川 清行
	松本 英雄
	鈴木 浩之

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第43号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件  
議案第44号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件  
報告第37号 農地法第3条の3の規定による権利移転届出書受理の件(報告)

5. 農業委員会事務局職員

事務局次長	小林 豊明	主 幹	江田 直也
主 任	田島 克章	主 事	清水 大輝

## 6. 会議の概要

会長

それでは、三芳町農業委員会総会会議規則第6条により、出席委員が過半数に達しておりますので、ただいまより総会を開催いたします。

本日の議事における、議事録署名委員の指名については、議事録署名委員には、武田直章委員、瀬島吉明委員を選任します。

本日の議事における、会議書記には農業委員会事務局の清水主事を指名いたします。それでは、本日の提出議案案件について、事務局より概要説明をお願いします。

事務局

説明いたします。

議案第43号、1、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件、別紙のとおり

議案第44号、1、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件、別紙のとおり

報告第37号、1、農地法第3条の3の規定による権利移転届出書受理の件(報告)、別紙のとおり

令和3年8月25日提出

三芳町農業委員会

会長 鈴木 浩

以上でございます。

会長

議案第43号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局より説明いたします。

議案第43号について、1ページをご覧ください。

議案第43号は農業経営基盤強化促進法第18条第1項、農用地利用集積計画、いわゆる利用権設定の申請となっております。これは、農地法上の許可を必要とせず、この農業経営基盤強化促進法の規定に基づき農業委員会での決定を経て、町で農用地利用集積計画を作成し、公告することにより農地利用権の効果が生じるものです。

番号1につきましては、所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の計4筆となっております。

所在につきましては、2ページから4ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農業振興地域の農用地区域となっております。以降、農振農用地と説明します。  
面積が上から792㎡、870㎡、404㎡、1,119㎡の計3,185㎡となっております。権利が使用貸借権の設定となっております。  
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇  
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇  
となっております。  
権利の始期と終期ですが、令和3年9月1日から令和6年8月31日までの3年間となっております。  
なお、継続の利用権設定となります。  
次に申請書に基づいて借人についてご説明します。  
機械は、トラクター4台などを所有しており、農業を営む環境にあると判断します。労働力は申請者含め4名となっています。主たる経営作物は甘藷となります。農作業従事日数については、申請者は100日ですが、その他の世帯員3名が年間150日以上従事しており、世帯全体では農作業常時従事要件を満たしております。事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

3番委員 はい。先日、10番委員と一緒に〇〇〇〇さんの自宅に伺い、話を聞いてきました。また、畑を見せてもらったところ、現在さつまいもを栽培しており大変よく管理されておりました。こちらは前回からの継続案件であり、何ら問題がないと考えております。ご審議をお願いいたします。

会長 何か意見ございませんか。

<異議なしの声あり>

会長 異議なしの声がでましたので、決定とします。

会長 議案第43号番号2から番号4については借人が同一のため、事務局より一括で説明をお願いします。

事務局 事務局より説明いたします。  
1ページをご覧ください。  
番号2につきましては、所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の計2筆となっております

す。

所在につきましては、5ページ、6ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振農用地となっております。

面積が上から613㎡、567㎡の計1,180㎡となっております。

権利が使用貸借権の設定となっております。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

となっております。

権利の始期と終期ですが、令和3年9月1日から令和4年8月31日までの1年間となっております。

なお、継続の利用権設定となります。

番号3につきましては、

所在が〇〇〇〇の計1筆となっております。

所在につきましては、8ページ、9ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振農用地となっております。

面積は1,579㎡となっております。

権利が使用貸借権の設定となっております。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

となっております。

権利の始期と終期ですが、令和3年9月1日から令和4年8月31日までの1年間となっております。

なお、継続の利用権設定となります。

番号4につきましては、所在が〇〇〇〇の計1筆となっております。

所在につきましては、10ページから12ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となっております。

この土地は市街化区域と市街化調整区域に分かれております。

〇〇〇〇は市街化区域です。

〇〇〇〇は市街化調整区域です。

市街化調整区域の方は、農振農用地となっております。

なお、議案書の地番の表記につきましては、以前の総会でお話しさせていただいた通り、区分わけしている地番につきましては、本来の地番の後にハイフンを入れ、区分番号を入れることで同一地番中を分けておりますので、ご理解ください。

面積は2,126㎡となっております。  
権利が使用貸借権の設定となります。  
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇  
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇  
となっております。  
権利の始期と終期ですが、令和3年9月1日から令和4年8月31日までの1年間と  
なっております。  
なお、継続の利用権設定となります。  
次に申請書に基づいて借人についてご説明します。  
機械は、耕耘機3台などを所有しており、農業を営む環境にあると判断します。労  
働力は申請者含め3名となっています。主たる経営作物は水菜となります。  
農作業従事日数については、申請者は320日で他に1名が満たしています。  
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

13番委員 はい、説明させていただきます。  
先日、借受人の話を聞きに現地に行って参りました。  
畑はきれいに耕作されて管理されておりました。  
今回議案にあがっている農地ではないですが、所有農地では、秋の水菜の作付  
けが始まっておりました。  
今回議案にあがっている農地でも、秋の作物を作付けたいということで、肥料を  
ふって耕耘がされておりました。  
本人は年間を通じて、家族と一緒に農業に従事している方で、何ら問題ないと思  
われます。  
期間が1年間ということですが、これに関しては貸人の方の意向とのこと。  
ご審議の程、お願いいたします。

会長 何か意見ございませんか。

<異議なしの声あり>

会長 異議なしの声がでましたので、決定とします。

会長 議案第44号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、事務局より説明いたします。

議案第44号は相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件となっております。

こちらについて、相続税の納税猶予、以前は20年経過すると免除という形になっていましたので、その20年が経過するにあたり、税務署よりこちらの農業委員会に対して利用状況の確認をしてほしいと依頼があり、今回審議案件といたしました。

13ページをご覧ください。

番号1につきましては、所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の計5筆となっております。

所在につきましては、14ページから15ページの案内図をご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となっております。

面積が上から 1,553 m<sup>2</sup>、1,549 m<sup>2</sup>、957 m<sup>2</sup>、1,684 m<sup>2</sup>、874m<sup>2</sup>の計 6,617 m<sup>2</sup> となっております。

照会人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

納税猶予の証明日は平成14年8月28日となっております。

事務局からは以上です。

会長

地元委員より補足説明をお願いします。

10番委員

3番委員と一緒に現地を確認して参りました。現在、里芋等が作付けされておりました。何ら問題ないと思われませんが、ご審議の程、よろしく願いいたします。

会長

何か意見ございませんか。

<異議なしの声あり>

会長

異議なしの声がでましたので、決定とします。

会長

これよりは報告案件となるため、事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局よりご報告いたします。

16ページをご覧ください。

報告第37号は、農地法第3条の3の規定による相続等による権利移動届出書受理の件となっております。

番号1につきましては、所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の計2筆となっております。

す。

所在につきましては、17ページから18ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となります。

面積が上から 991 m<sup>2</sup>、41 m<sup>2</sup>の計 1,032 m<sup>2</sup>となっております。

被相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利は所有権の移転で、申請事由は相続となり、あっせんの希望はなしで受理済みです。

事務局

事務局からは以上です。

会長

以上で、本日の提出議案はすべて終了しました。

最後に、事務局に申し伝えます。本日すべての議事が議決となりました。議案の議決文を作成し、本日の議案書とともに保管してください。

上記会議の顛末に相違がないことを証明するため、署名する。

令和3年9月27日

議長 鈴木 浩

署名委員 武田 直章

署名委員 瀬島 吉明